

令和3年度 契約変更一覧(工事及び工事系委託) 5月分

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を除く
契約金額の変更を伴わない契約を除く

番号	件名	契約金額(円) (変更前)	契約金額(円) (変更後)	契約相手先	担当課
1	橋りょう維持工事(3)	116,490,000	116,371,200	株式会社大達土木	土木部工事設計課

	番 号		1
契 約 番 号	板契第5020700028号		
工 事 件 名	橋りょう維持工事(3)		
工 事 場 所	板橋区東新町二丁目41～小茂根三丁目9番地先(台橋)外4橋(向屋敷橋・新西原橋・西堰橋・相生第二歩道橋)		
工 事 概 要	縁端拡幅工・水平力分担構造設置工 台座コンクリート設置工・塗替塗装工		
業 種	橋りょう工事		
契 約 確 定 日	令和2年9月28日		
工 期	令和2年9月29日から令和3年5月31日まで		
契 約 変 更 日	令和3年5月28日		
請 負 者	株式会社大達土木		
請 負 者 地 所 在 地	東京都江戸川区西篠崎二丁目24番11号		
根 拠 規 定	契約約款第18条(工事)		
担 当 課	土木部工事設計課		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後	増 Δ 減
工 期	令和3年5月31日まで	令和3年5月31日まで	
契 約 金 額	116,490,000	116,371,200	Δ 118,800
変更概要			
別紙のとおり			
変更理由			
別紙のとおり			

変更理由

耐震補強部材設置に際する鉄筋探査について、落橋防止システム設置と支承部補強対策の段階で2回行うこととしていた。

本工事においては、落橋防止システム設置から支承部補強対策までを一連で施工することができたため、鉄筋探査を1回とし減額する。

また、新西原橋の落橋防止装置について、現場で詳細に調査した結果、共架されている水道管をとめているブラケットを移設する必要があることが判明した。そこで、改めて設置位置を精査したところ、同一規格の落橋防止装置を別位置に設置しても必要強度を確保することができ、水道管を移設せず施工を進めることが可能であった。そのため新西原橋の落橋防止装置の位置を変更する。

変更概要

	既 定	変 更	増△減
工 期	令和3年5月31日まで	令和3年5月31日まで	0日間
契約金額	¥116,490,000-	¥116,371,200-	△¥118,800-

工 種	規格・寸法	単位	変更前	変更後
鉄筋探査工		m ²	2	0
鉄筋探査工		m ²	2	0